

令和3年度山形県販売構造改善サポート事業費補助金交付要綱

(交付の目的)

第1条 知事は、農林漁業者等（農林漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）のことをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等と連携する食料品製造業者（県内に主たる事業所を有する食料品製造業者をいう。以下同じ。）の販売構造改善に向けた取組みをサポートし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により急成長するEC（電子商取引）市場など、新たな需要に対する県産農林水産物の更なる販売促進と販路拡大を図るため、事業実施主体が行うオンライン販売等に必要な経費に対して、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(事業実施主体等)

第2条 事業実施主体、補助対象事業、補助要件、補助対象経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第3条 本事業を実施しようとする者は、事業計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業計画書の提出があったときは、必要に応じて事業計画審査会を開催の上、審査会による審査結果を踏まえ、当該事業計画の採択決定を行い、当該事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業計画審査会に関する事項は、知事が別に定める。

(交付申請)

第4条 規則第5条の規定による交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該事業実施主体に通知するものとする。

- 2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除

税額を減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号イ及びロに規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の増又は30%を超える減

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

4 補助事業が予定期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、規則第7条第1項第2号の規定により、その理由を記載した補助事業遂行状況報告書(様式第5号)を知事に提出し指示を受けなければならない。

5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業によって取得し、又は効用が増加した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳(様式第6号)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って効率的運用を図らなければならない。
- (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、事業完了年度の翌年度から起算して5年間(補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第10条の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間)とする。
- (3) 事業実施主体は、この補助金に係る補助対象経費と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。
- (4) 事業の実施については、第5条の規定に基づく交付決定により行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図るための理由があり、第3条の規定に基づく事業計画の採択決定後、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、交付決定前着手届(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定に基づく補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和4年2月28日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第1号)
- (2) 収支精算書(様式第2号)
- (3) 事業実施に伴う証拠書類(契約書、帳簿、通帳、領収書等)の写し
- (4) 事業内容、成果がわかる資料、パンフレット、写真等

2 事業実施主体は、実績報告書の提出に当たり第4条第2項ただし書きの、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 事業実施主体は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(支払い)

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第22条に規定する知事が指定する財産は、取得価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（様式第9号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。

4 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(実施後の状況報告)

第11条 事業実施主体は、事業実施後の状況について、状況報告書（様式第10号）により、令和4年9月末までに報告しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

別表

事業実施主体、補助対象事業及び補助要件	補助対象経費	補助金の額
<p>1 事業実施主体 農林漁業者等又は農林漁業者等と連携する食料品製造業者であって、県産農林水産物（原料に県産農林水産物を使用した加工品を含む）をオンラインで販売する者</p> <p>2 補助対象事業 (1) ウェブサイト作成等支援事業 (2) ウェブサイトリニューアル等支援事業 ※ (1) 及び (2) の事業は、(1) 又は (2) のいずれかのみ申請できるものとする。</p> <p>3 補助要件 (1) ウェブサイト作成等支援事業 補助金募集開始時において、オンライン販売を行っていないこと。 (2) ウェブサイトリニューアル等支援事業 ウェブサイトリニューアル等と併せて、オンラインを活用した新たな販売促進の取組みを行うこと。</p>	<p>1 オンライン販売を行うためのウェブサイト作成等又はリニューアル等に係る経費（コンテンツ作成費、保守管理費、ウェブサイト登録に係る初期費用、月額利用料等を含む。）</p> <p>2 その他知事が必要と認める経費</p> <p>注1 保守管理費、月額利用料等については、令和4年3月31日までの経費に限り補助対象とする。 注2 令和4年2月28日まで支払いを完了した経費に限り、補助対象とする。 注3 次の経費は補助対象外とする。 (1) 公租公課（消費税） (2) 人件費 (3) 備品、消耗品、パソコン等機材の購入に要する経費 (4) 他の事業者が運営するオンライン販売用ウェブサイト等に登録して販売を行う場合の、販売額に応じた手数料等 (5) オンライン販売に係る送料（通信運搬費） (6) その他、オンライン販売に直接関係のない事業に要する経費</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額とし、上限額を25万円とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>